

清水港における船舶と陸地との間の交通場所並びに
貨物の積卸場所の指定についての一部改正について

関税法（昭和29年法第61号）第24条第1項の規定により、「清水港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について」（昭和42年11月13日付公示第4号）の一部を下記のとおり改正し、同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

令和6年2月28日

清水税関支署長 谷本 勇王

記

「清水港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について」（昭和42年11月13日公示第4号）の一部を次のように改正する。
別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

附 則

この公示は、令和6年3月9日から適用する。

清水港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について(公示第4号) 新旧対照表

改正後		現行	
1. 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所		1. 本邦と外国の間を往来する船舶と陸地との間の交通場所	
外国往来船	交通経由場所	外国往来船	交通経由場所
(1) 日の出1号及び2号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート又は清水港国際クルーズターミナル	(1) 日の出ふ頭1号から4号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(2) 削除	削除	(2) 日の出ふ頭5号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げるけい留岸壁
(2) 富士見ふ頭1号及び2号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁	(3) 富士見ふ頭1号及び2号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁
(3) 富士見ふ頭3号から7号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート	(4) 富士見ふ頭3号から7号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(4) 新興津ふ頭1号及び2号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート	(5) 新興津ふ頭1号及び2号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(5) 興津第1ふ頭1号から3号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート	(6) 興津第1ふ頭1号から3号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(6) 興津第1ふ頭4号及び5号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁	(7) 興津第1ふ頭4号及び5号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁
(7) 興津第2ふ頭6号から14号までの岸壁	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート	(8) 興津第2ふ頭6号から14号までの岸壁	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(8) 袖師第1ふ頭1号から4号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁	(9) 袖師第1ふ頭1号から4号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁
(9) 袖師第1ふ頭5号から8号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート	(10) 袖師第1ふ頭5号から8号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(10) 袖師第1ふ頭9号から14号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート	(11) 袖師第1ふ頭9号から14号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(11) 袖師第1ふ頭15号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁	(12) 袖師第1ふ頭15号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁
(12) 袖師第2ふ頭16号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート	(13) 袖師第2ふ頭16号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(13) 袖師第2ふ頭17号及び18号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート	(14) 袖師第2ふ頭17号及び18号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(14) 江尻ふ頭1号から18号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁	(15) 江尻ふ頭1号から18号までの岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる各けい留岸壁
(15) J-オイルミルズドルフィン岸壁にけい留する船舶	株式会社J-オイルミルズ 正面受付前通路	(16) J-OIL MILLSドルフィン岸壁にけい留する船舶	株式会社Jオイルミルズ 正面受付前通路
(16) ENEOSシーバースNo.1岸壁にけい留する船舶	ENEOS株式会社 清水油槽所 正面受付前通路	(17) JXTGシーバースNo.1岸壁にけい留する船舶	JXTGエネルギー株式会社 清水油槽所 正面受付前通路
(17) 日本軽金属岸壁にけい留する船舶	日本軽金属 株式会社 清水工場 正面受付前通路	(18) 日本軽金属岸壁にけい留する船舶	日本軽金属 株式会社 清水工場 正面受付前通路

清水港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について(公示第4号) 新旧対照表

改正後		現行	
(18)アイ・テック岸壁にけい留する船舶	株式会社アイ・テック正面受付前通路	(19)アイ・テック岸壁にけい留する船舶	株式会社アイ・テック正面受付前通路
(19)カナサシ重工1号から3号までの岸壁にけい留する船舶	株式会社カナサシ重工表門守衛所前通路	(20)カナサシ重工1号から3号までの岸壁にけい留する船舶	株式会社カナサシ重工表門守衛所前通路
(20)上記各欄に掲げる船舶及び上記各欄に掲げる船舶以外の船舶	清水港湾合同庁舎西側護岸北端より同護岸に沿って南西へ50mまでの場所及び、同北端より同護岸に沿って東へ60mまでの場所	(21)上記各欄に掲げる船舶及び上記各欄に掲げる船舶以外の船舶	清水港湾合同庁舎西側護岸北端より同護岸に沿って南西へ50mまでの場所及び、同北端より同護岸に沿って東へ60mまでの場所
下線を附した部分が改正部分		下線を附した部分が改正部分	
2.貨物の積卸場所		2.貨物の積卸場所	
場所の名称	所在地	備考	備考
(1)日の出埠頭 1号及び2号岸壁	静岡市清水区日の出町30-2、34-1、 <u>109-1、109-5</u> 、110、 <u>111-1</u>		静岡市清水区日の出町30-2、34-1、110
(2)富士見埠頭 6号及び7号岸壁	静岡市清水区清開115-1		静岡市清水区清開115-1
(3)興津第1及び第2埠頭 1号から14号までの岸壁	静岡市清水区興津清見寺町1375-19、1375-29、1375-32、1375-35、1375-36、1375-39、1375-41、1375-43、1375-110、1375-119		静岡市清水区興津清見寺町1375-19、1375-29、1375-32、1375-35、1375-36、1375-39、1375-41、1375-43、1375-110、1375-119
(4)袖師第1埠頭 5号から8号までの岸壁	静岡市清水区横砂字御林脇407-17、408-22		静岡市清水区横砂字御林脇407-17、408-22
(5)新興津埠頭 1号及び2号岸壁	静岡市清水区興津清見寺町1378及び1378地先		静岡市清水区興津清見寺町1378及び1378地先
(6)清水港湾合同庁舎西側護岸北端より同護岸に沿って南西へ50メートルまでの場所及び東へ60メートルまでの場所	静岡市清水区日の出町40-2、41-2	船用品、携帯品及び託送品に限る。	静岡市清水区日の出町40-2、41-2 船用品、携帯品及び託送品に限る。

清水港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について(公示第4号) 新旧対照表

改正後			現行		
場所の名称	所在地	備考	場所の名称	所在地	備考
(7) 削除	削除		(7) 日の出埠頭 1号及び2号岸壁	<u>静岡市清水区日の出町109-1、109-5、111-1</u>	
(7) 富士見埠頭 1号から5号までの岸壁	静岡市清水区清開122-1、134-7		(8) 富士見埠頭 1号から5号までの岸壁	静岡市清水区清開122-1、134-7	
(8) 袖師第1埠頭 1号から4号まで、9号から15号までの岸壁	静岡市清水区横砂字御林脇408-13、408-17、408-22		(9) 袖師第1埠頭 1号から4号まで、9号から15号までの岸壁	静岡市清水区横砂字御林脇408-13、408-17、408-22	
(9) 袖師第2埠頭 16号から18号までの岸壁	静岡市清水区横砂字御林脇2252-10		(10) 袖師第2埠頭 16号から18号までの岸壁	静岡市清水区横砂字御林脇2252-10	
(10) ENEOSシーバースNo.1岸壁	静岡市清水区袖師町		(11) JXTGシーバースNo.1岸壁	静岡市清水区袖師町	
(11) 江尻埠頭 1号から18号までの岸壁	静岡市清水区島崎町149-36、150-1、1744-1、179-3、1974-2、1974-3、1576-61		(12) 江尻埠頭 1号から18号までの岸壁	静岡市清水区島崎町149-36、150-1、1744-1、179-3、1974-2、1974-3、1576-61	
(12) I-オイルミルズドルフィン 岸壁	静岡市清水区新港町		(13) <u>I-オイルミルズ・ドルフィン</u> 岸壁	静岡市清水区新港町	
(13) 日本軽金属岸壁	静岡市清水区三保4025-30		(14) 日本軽金属岸壁	静岡市清水区三保4025-30	
(14) アイ・テック岸壁	静岡市清水区三保387-9		(15) アイ・テック岸壁	静岡市清水三保387-9	
(15) カナサン重工1号から3号までの岸壁	静岡市清水区三保491-1		(16) カナサン重工1号から3号までの岸壁	静岡市清水区三保491-1	

下線を付した部分が改正部分